

『36協定に基づく協議』についての事務折衝（議事録）

【局】

これより、「36協定に基づく協議」に関して、事務折衝を始める。

3月25日時点で、街路樹維持工事の工事検査書類の確認作業などの業務を行う必要があるため、大阪城公園事務所において1名の職員の時間外労働が1月30時間を超える見込みとなっていることから、時間外労働勤務の延長協議をお願いする。

【支部】

支部としては、今回の時間外労働が生じた理由については、各種業務の実施のため、やむを得ないものであると理解している。

今後においても、事業の実施にあたっては適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努めていただきたい。

なお、やむを得ず時間外労働を実施する場合には、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう、今一度求めておく。

【局】

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減については、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。